

移管契約第 13 条検討委員会での検討にあたっての論点整理

1. 本資料の位置付け

移管契約第 13 条検討委員会（以下、委員会という）がその責務を果たすためには、JPNIC の諮問内容についての論点整理が必要です。

本資料は、委員会の各委員による議論が円滑に行なわれるように、そうした論点について JPNIC の考え方をご提示するものです。

2. 議論の前提

委員会での検討は、JPNIC 理事会で決議したチャーターに基づいて行う。ただし、「JPRS の責任」は第 13 条の多くの部分で定められていることと、「公共性の担保」を定めた第 14 条にも留意すべき部分があるため、チャーターにおいて第 13 条 1 項のみを範囲としたのは適切でなく、ここでチャーターを修正することとしたい。

（この修正は JPNIC 理事会において決議する予定です）

【修正後のチャーター】

委員会のチャーターを次のように定める。

- ・ JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に JPRS の責任事項として規定されている内容について、客観的・具体的な評価ができる基準を検討する。

※諮問にあたって、理事会は委員会に対して評価基準の検討範囲を次のように提示する。

①JP ドメイン名サービスの安定性・継続性

②インターネットコミュニティの発展への寄与

- ・ 移管契約第 14 条 2 項に規定されている財務報告については、レジストリ組織の安定性・継続性の観点から求めているものであるが、当該企業に求める適切な財務報告について検討する。
- ・ 委員会が策定する評価基準を用いて第 13 条に基づく JPRS の実績を評価することをミッションとし、JPNIC 理事会に評価結果を報告する外部有識者で構成する「第三者評価委員会」委員の人選基準を検討する。また、具体的な委員候補者を推薦する

※「第三者評価委員会」は JPNIC 理事会が別途審議の上で設置するものであり、委員会が推薦する候補者数は第三者評価委員会の定員に比べて十分に多い人数（例えば3倍）とする。

### 3. 論点整理事項

委員会の論点として整理すべき事項には次のようなものがあると考えます。下記6つの論点について JPNIC の考え方を示しますので、委員の方々の専門的知識に基づくご意見を伺いたい。

- 1) 移管契約第 13 条 1 項の解釈
- 2) 移管契約第 13 条及び第 14 条による公共性担保の解釈
- 3) 評価基準の在り方
- 4) 評価基準の検討範囲として示した①、②の位置付け
- 5) 財務報告に関する検討
- 6) 第三者評価委員会の設置

### 4. 具体的な論点整理（JPNIC の考え方）

☆移管契約第 13 条・第 14 条については、別添の「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」及び「ccTLD スポンサー契約（和文・英文）」を参照ください。

#### 1) 移管契約第 13 条 1 項の解釈

◆JPNIC の考え方は次のとおりです。

- ・本項において JPRS の責任となる事項は、＜本件業務（＝ JP ドメイン名登録管理業務）を運営すること＞である。
- ・「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与すること」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する寄与を行うこと」は、＜本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件＞である。つまり、営利追求のみを目的として業務運営をするのではなく、コミュニティの発展に寄与するように運営することを求めている。ただし、貢献を行うために営利事業の健全な運営を損なうまでの寄与は求められていない。
- ・JPRS が「本業務が公共性を持つことを認識する」との記述は、「通常の私企業のビジネスでは『法令／公序良俗に適う限り経済的利益の追及を目的とする』のであって、上記のような条件は付与されない」という原則に対して、＜そのような条件を付す背景と理由を述べたもの＞である。

したがって、本項は、JPRS に「公共性の名の下に様々な義務を課する」ことを意図しているのではなく、JPRS が「公共的目的に寄与する道を拓く」ためのものである。

## 2) 移管契約第 13 条及び第 14 条による公共性担保の解釈

◆JPNIC の考え方は次のとおりです。

- ・「JPRS の責任」は第 13 条の全体によって定められている。  
但し、3 項は 14 条に定める手続きとの関連性を示しており、11, 12 項は再移管手続きでの JPRS の責任であり、13, 14 項はその他の規定である。
- ・第 13 条 1 項については、「コミュニティへの寄与」がどのような内容を指すのか明確化されていないため、客観的・具体的な評価を行うには難しさがああり、評価する基準としては整理されていない。  
(このため、委員会において評価基準の検討をお願いすることとした)
- ・第 13 条 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 項については、内容と意図が明確であるが、評価する基準としては整理されていない。  
(委員会には「個々の項目についての評価基準」の検討をお願いしたい)
- ・第 14 条については、2 項に「財務報告」が規定されており、レジストリ組織としての安定性・継続性に関連すると考えられる。  
(この点については、委員会の評価基準検討の対象外であるが、当該企業に求める財務報告の適切なレベルについての助言をお願いしたい)
- ・第 13 条と第 14 条を総合した全体的な公共性担保については、仕組みとプロセスが規定されており、不明確な点はない。

## 3) 評価基準の在り方

◆JPNIC の考え方は次のとおりです。

- ・評価の対象とする範囲については、次のように考える。
  - i) 公共性の定義や解釈そのものは、委員会のスコープ外である。
  - ii) JP ドメイン名に関する JPRS の対価性を持つサービス提供は「業務の運営」そのものであるため、サービスの廃止・休止や頻繁な停止あるいはサービス品質の著しい劣化などについては「違反かどうか」の評価対象になり得るが、通常サービス提供における品質の良し悪しなどについては「市場の評価を受けている」ために評価対象外である。
  - iii) コミュニティへの寄与・貢献として行われる活動は評価対象範囲であるが、寄与・貢献は幅が広く、どこまでが責任と言えるかが曖昧であるため、「違反かどうかを評価する必須の基準」と「さらなる貢献を測るための参考の基準」に区分けするなどの工夫をすることが適切である。

4) 評価基準の検討範囲として示した①, ②の位置付け

◆JPNIC の考え方は次のとおりです。

- ・ ①については、3) ii) にあるように評価項目になり得る
- ・ ①を定量的に評価する基準を定める場合には、「違反かどうか」を問う水準の根拠が必要です。
- ・ ②については、3) iii) にあるような実地的な運用に留意した形でなら評価項目とすることは適切である

5) 財務報告に関する検討

◆JPNIC の考え方は次のとおりです。

- ・ レジストリ組織としての安定性・継続性の観点から、財務及び経理に関する報告を求めるものである
- ・ 第14条における財務報告は、「会社法において作成・提出が、定められている計算書類」相当が想定されていると考えられる。

6) 第三者評価委員会の設置

- ・ 別添資料「第三者評価委員会の設置の件(案)」に基づき、第13条検討委員会の検討を進めて頂きます。
- ◆別添資料「第三者評価委員会の設置の件(案)」はJPNIC 理事会において近日中に決議される予定です。

以上